守口・門真周辺エリアにおける
市街地リノベーション促進検討事業に関する連携会議設置規約

（目的）

第１条　この連携会議は大阪府、守口市及び門真市が、守口・門真周辺エリアにおける市街地リノベーション促進検討事業に関する連携協定書（令和７年９月９日締結）（以下「本協定書」という。）第２条第１項に基づく検討を行うことを目的とする。

（名称）

第２条　この連携会議は守口・門真周辺エリアにおける市街地リノベーション促進検討事業に関する連携会議（以下、「本会議」という。）と称する。

（所管事務）

第３条　本会議の所管事務は、本協定書第２条第１項第１号から第４号について検討するものとする。

（構成員）

第４条　本会議の構成員は、大阪府大阪都市計画局計画推進室長、守口市都市整備部長及び門真市まちづくり部長とする。

２　本会議に会長を置き、会長は大阪府大阪都市計画局計画推進室長の職にある者をもって充てる。

３　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

（会議）

第５条　本会議の会議は、本協定書第２条第１項及び第３項に定める事業について協議する。

２　本会議の会議は、会長が招集する。

３　本会議は、必要に応じ構成員以外の者を本会議に参加させることができる。

４　本会議は全員出席とする。

５　本会議の議事は、構成員全員で決する。

（事務局）

第６条　本会議の庶務は、大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課において処理する。

（部会）

第７条　本会議の事務を補助するため、部会を設置することができる。

（雑則）

第８条　この規約の改正は、本会議の構成員が会議に諮って行う。

２　法令及びこの規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、構成員が本会議に諮って定める。

附　則

この規約は、令和８年９月９日から施行する。